２０２５年４月１日

東邦チタニウム株式会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
一般事業主行動計画について

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）に基づき、下記の通り一般事業主行動計画を改定する。

記

１．計画期間
２０２５年４月１日から２０２８年３月３１日までの３年間

２．目標と取り組み内容・実施時期
（1）目標
①計画期間中の大学(院)卒採用者に占める女性比率を２０％以上とする。

②全社員の有給取得率を 85%以上とする

（２）取組内容と実施時期
２０２５年４月１日～
・職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
・短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現
・社員の有給休暇取得率をデータ化し、総務人事部から各部門へ情報提供し、各部署へ取得率向上を要請

以上